

「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(改定案)についての 意見募集

■ 意見募集期間 : 令和元年7月6日(土)から令和元年8月5日(月)まで

■ 意見提出件数 : 17件 (法人・団体:6件、個人:11件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	公益社団法人全国消費生活相談員協会
2	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
3	株式会社ジュピターテレコム
4	株式会社NTTドコモ
5	楽天モバイル株式会社
6	ソフトバンク株式会社
—	個人(11件)

「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(改定案)に対する意見 及び総務省の考え方

項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
総論			
	<p>日本ケーブルテレビ連盟としては、今回のガイドライン改正については業界の意見も反映された内容（特に届出制度のマニュアル）と評価し賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本ケーブルテレビ連盟】</p>	改定案に対する賛同の御意見として承りません。	無
第1章 対象となる電気通信役務及び事業者の種類			
(2) 届出媒介等業務受託者(代理店)	<p>代理店の届け出制に賛成です。総務省が、届け出業者を把握できることに大きな意味があると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	改定案に対する賛同の御意見として承りません。	無
(4) 初期契約解除制度の対象となる役務	<p>自己の名称等を告げずに勧誘する行為も対象になりますが、名称が紛らわしいとトラブルになります。届け出なので届け出の拒否は難しいと思いますが、顧客相談室と紛らわしい名称の届け出をチェックしていただきたいと思います。</p> <p>事例：「A社インターネットを利用していますか」と電話があり利用中と答えた。顧客相談室のような名称を名乗ったのでA社からの電話と思った。安くなるといわれプラン変更と思い、工事をしたが、その後他社と判明した。工事料金や、解除料を負担しないで解約希望。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	いただいた御意見については、参考として承ります。	無
第2章 契約前の説明義務(法第26条(法第73条の3において準用する場合を含む。))関係			
<p>第2節 基本説明事項(施行規則第22条の2の3第1項(施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。))</p> <p>(8) 期間限定の割引期間等の条件(第6号)</p>	<p>(略) また、利用開始後一定期間経過した後にはキャッシュバック等を提供する場合で、それが料金その他の経費の割引に相当する場合は、本項目により、当該キャッシュバック等が提供される時期及び提供を受けるための条件(キャッシュバックを受けるために必要な情報を受け取る方法等)を説明する必要がある。</p> <p>改正法施行後において、移動電気通信役務の継続利用を条件とした利益の提供は禁止されるため、本項目を削除すべきと考えます。</p>	本ガイドラインの御指摘の箇所については、御指摘のとおり、「移動電気通信役務の継続利用を条件とした利益の提供」は禁止されますが、それ以外の通信役務においては特段の禁止がなされておらず、このようなキャッシュバック等が提供されているのであれば、引き続き説明が必要となることから、削除を行わないことといたします。	無

	【株式会社NTTドコモ】	す。	
第2節 基本説明事項（施行規則第22条の2の3第1項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。）） （11）初期契約解除に関する事項 ②契約初期の解約に伴い生じ得る不利益に関する説明	特に新設された事業者変更のしくみも含めて、契約初期の解除において消費者に様々な選択肢があることをしっかりと伝えていただきたい。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	いただいた御意見については、参考として承ります。	無
第2節 基本説明事項（施行規則第22条の2の3第1項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。）） （13）通信契約の変更・解約に伴う負担についての説明（第6号及び第8号関連）	端末に係る契約において、端末代金の割引やキャッシュバック等が通信契約の変更・解約によって取り消され、又は違約金が発生する場合には、その旨を説明する必要がある。また、端末を割賦販売で購入する場合において、割賦代金の全部または一部に相当する月々の通信料金の割引が通信契約の変更・解約によって取り消される場合には、取消し後においても引き続き端末の割賦代金の支払いが生じる場合はその旨を説明する必要がある。 改正前の本項目は、通信契約の解約等により割賦代金の全部又は一部に相当する月々の通信料金の割引が取り消され、割賦代金の支払いのみが引き続き生じることの不利益について説明を求める項目であったと考えます。 その点、改正案における本項は「通信契約の変更・解約に伴う負担についての説明」ではなく、「通信契約の解約後の負担についての説明」に趣旨を変えているものと考えます。 ただし、このような端末購入を条件とする通信料金の割引は、改正法施行後において禁止されること、通信契約と割賦契約は別の契約であり、通信契約が解除された後も引き続き支払いが生じることは当然、利用者も理解し得ると考えられることから、本項目を削除すべきと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	通信契約が解除された後の端末代金の支払いについては、利用者において必ずしも十分に理解されているとは限らないため、本項目は現状どおり残すこととします。 なお、本ガイドラインの御指摘の項目については、御指摘を踏まえ「通信契約の解約後の負担についての説明」に修正いたします。	有
第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項（施行規則第40条第1項におい	基本的には賛成だが、追加で契約すると割引になる際、既存の契約サービスの金額を入れると不当に高く見える、入れないと安く見えるでどちらもうまくなく、またそこに付加サービスあるなしもあり、こ	いただいた御意見については、参考として承ります。	無

て準用する場合を含む。))	の案そのものが害にしかならないと考える。 【個人 4】		
第 3 節 説明方法（施行規則第 22 条の 2 の 3 第 3 項（施行規則第 40 条第 1 項において準用する場合を含む。)) （ 2 ）原則的な説明方法 ①集中化・一括化の原則 （ア）毎月の総支払額 （イ）拘束期間における総支払額	拘束期間における総支払額の明示に賛成です。各社サービスを比較する際に、月額で比較をしがちですが、1 年限りの値引きがあるので長期的な比較を容易にするためにも一定期間の総額を表示いただきたい。あわせて、期間拘束のないプランを提供する事業者においても年間の支払総額を表示いただければ比較検討が容易です。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	改定案に対する賛同の御意見として承ります。 後段については、今後の検討における参考とさせていただきます。	無
第 3 節 説明方法（施行規則第 22 条の 2 の 3 第 3 項（施行規則第 40 条第 1 項において準用する場合を含む。)) （ 2 ）原則的な説明方法 ①集中化・一括化の原則 （イ）拘束期間における総支払額	拘束期間における総支払額を説明、書面交付することに賛成です。拘束期間の計算の仕方がキャリアによって若干異なります。締め日等の関係で統一が難しいと思いますが、できれば統一してほしいと思います。 【個人 8】	改定案に対する賛同の御意見として承ります。	無
第 3 節 説明方法（施行規則第 22 条の 2 の 3 第 3 項（施行規則第 40 条第 1 項において準用する場合を含む。)) （ 2 ）原則的な説明方法 ① 集中化・一括化の原則 （イ）拘束期間における総支払額	この度の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン（以下、当ガイドラインと表記）」の改定案では、第 2 章第 3 節に「期間拘束のある携帯電話サービスの新規契約、変更契約又は更新契約を締結しようとしている利用者に対しては、特段の事情がない限り、少なくとも①通信料金、②携帯電話サービスの利用に不可欠な端末の売買契約を伴う場合はその代金、③初期費用について、拘束期間全体にわたる総支払額の目安を、（中略）明示すること（以下、総額表示と表記）が適切である。」とされ、総額表示の対象となる通信役務は第 1 章で MNO だけではなく MVNO にも該当することが示されていることから、弊社が MVNO としてサービスを提供している「J:COM MOBILE」も対象となると認識しております。 総額表示については、本年 4 月に公表された「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG 中間報告書」	貴社のサービスが「期間拘束のある携帯電話サービス」に該当する場合は、総額表示の対象となります。 貴社の準備状況等の個別の事情については別途、直接当省宛に御相談いただくようお願いいたします。	無

	<p>に先立って本年3月16日(土)から4月1日(月)の期間に実施された意見募集において、「総額表示への対応にシステム改修が伴う場合、事業者によっては施行日までに準備が整わないおそれもあることから、経過措置等の対応を要望する」といった主旨の意見が提出され、その意見に対し総務省から「必要に応じて経過措置等も含めて検討を進めることが望ましいと考えます」と回答されております。</p> <p>当ガイドラインには「特段の事情がない限り」という表現が盛り込まれており、これは意見募集での総務省の回答を踏まえたものと推察します。</p> <p>現在、弊社におきましても総額表示に向けた準備を進めているところですが、システムの改修等のために一定の期間を要するため、実施の時期については「特段の事情」として配慮いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
<p>第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。））</p> <p>（2）原則的な説明方法</p> <p>①集中化・一括化の原則</p> <p>（イ）拘束期間における総支払額</p>	<p>本年4月に行われた「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書(案)」の意見募集の際、他事業者から意見提出されていましたが、弊社においても拘束期間における総支払額の目安表示については、対象サービスにおけるシステム改修等全ての準備を施行日に間に合わせることは困難な状況です。本ガイドライン案にて「特段の事情がない限り(中略)明示することが適切である」との記載があり、システム改修に要する合理的期間等やむを得ない事情がある場合は施行日における対応が必須ではない認識ですが、弊社としましてはシステム改修等の準備が整い次第、順次対応することとさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>貴社の準備状況等の個別の事情については別途、直接当省宛に御相談いただくようお願いいたします。</p>	無
<p>第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。））</p> <p>（2）原則的な説明方法</p> <p>④登録番号等の記載</p>	<p>電気通信事業者の説明はP7に記載されていますが、ガイドラインですから、法律の条項を記載するだけでなく、その内容についても具体的にわかりやすく記載していただきたい。P31に登録番号の記載方法について解説がありますが、この場合の登録番号と届出番号の違いがわかりにくいです。登録事業者であっても届出が必要であることからの記載例でしょうか。説明が必要と思います。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>P31において「登録番号(電気通信事業者)」、「届出番号(電気通信事業者)」及び「代理店届出番号」の3種類の記述があるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者にはその規模等によって「登録」を要する場合と「届出」を要する場合があること ・販売代理店については今回の法改正により新たに「届出」を要することになったことから、それぞれの手続で付与された番号の説明書面への記載を求めているためです。 <p>御指摘を踏まえ、P31(修正箇所表示版)に</p>	有

		「電気通信事業者が提供条件の説明を行う場合は、当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号を、届出媒介等業務受託者が提供条件の説明を行う場合は、当該届出媒介等業務受託者の届出番号を記載すること。」と追記することといたします。	
第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。）） （2）原則的な説明方法 【望ましい例】説明書面における総支払額明示イメージ図	「望ましい例」の図がとてもわかりやすいです。このような表示があれば、年毎に毎月いくら支払うかがよくわかると思います。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	改定案に対する賛同の御意見として承ります。	無
第3節 説明方法（施行規則第22条の2の3第3項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。）） （3）代替的な説明方法（電磁的方法等） ⑤ 電話による方法（第6号）	電話により説明事項を告げる方法による場合、登録番号等を口頭で告げる必要はないとありますが、代理店名を名乗っていても印象に残らず大手通信事業者と思込むケースが多くみられます。とりわけ、代理店の届出番号については口頭でもしっかりと告げることが望ましいとしていただきたい。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	登録番号等は英数字の組合せであり、口頭で告げたとしても、利用者が十分認識できる可能性が極めて低いことから、電話により説明事項を告げる場合には、利用者から求められない限りは省略できることとしているものです。	無
第4節 適合性の原則（施行規則第22条の2の3第4項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。）） （1）利用者の利用実態等に 応じた適切な対応 【望ましい例】の図示	とてもわかりやすいです。Web でシミュレーションができれば、しっかり考えて選択できると思います。店舗でも自分でシミュレーションができれば、説明時間の短縮が図れると思います。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	改定案に対する賛同の御意見として承ります。	無
第5節 変更・更新時の説明（施行規則第22条の2の3第2項（施行規則第40条第1項において準用する場合を含む。））	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）」の施行に伴う関係省令等の概要資料より、法第27条の3第1項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する、同項に規定する移動電気通信役務の提供に関する契約の自動更新にあっては、利用者が改正法に適合する料金プランに円滑に移行できるようにするための必要	本項目の根拠となっている法第26条第1項の規定は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の前にその提供条件等について説明を求めるものであり、契約の自動更新を行う場合にも、同様に提供条件を説明することを求めています。	無

<p>(2) 自動更新をしようとする場合（自動更新時の事前通知）</p>	<p>な措置を行うこと、また改正法に適合する料金プランへの移行で恩恵が受けられるにも関わらず、従来プランを使い続ける利用者が出ることをのまないよう、十分な周知を行うことが求められることとなっています。</p> <p>よって、旧法契約で自動更新にあたる更新契約については、改正法で行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置として省令に定められた内容のうち少なくとも「違約金の額の上限」「期間拘束のない契約の提供」に関する既契約との比較、および新法契約への切り替え方法の案内を、説明義務として利用者に通知する事項に追加すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>いるものです。</p> <p>したがって、ご提案のように法律や省令の改正に関する内容を周知することを求めるのは、同項の規定の趣旨を超えていると考えます。</p> <p>なお、総務省が令和元年6月20日付で携帯電話事業者各社に対して発出した要請文書においては、「改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。」としています。</p>	
<p>第3章 書面交付義務(法第 26 条の2)関係</p>			
<p>第2節 契約書面の記載事項 （施行規則第 22 条の 2 の 4 第 1 項及び第 2 項） （10）経済上の利益の提供に関する事項（第 2 項第 4 号） 経済上の利益の例②</p>	<p>経済上の利益の例② 端末代金の割引であって、電気通信役務契約を変更し、又は解除すると取り消され、変更され、又は違約金が生じるもの</p> <p>改正法施行後において、移動電気通信役務の継続利用を条件とした利益の提供は禁止されるため、本項目を削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本ガイドラインの御指摘の箇所については、御指摘を踏まえ削除いたします。</p>	<p>有</p>
<p>第4章 初期契約解除制度(法第 26 条の3)関係</p>			
<p>第2節 初期契約解除の効果 （2）オプションの契約（付随契約）に対する効果</p>	<p>いわゆるオプションサービス（第3章（書面交付義務）第2節（6）にいう付随有償継続役務）やその他の付随契約（例：タブレット端末等物品の売買契約）については、直ちに効果が及ぶものではない、とありますが、核安スマホの充電器を付随オプションとしているケースもありますので、オプションの定義を明確にしてほしいと思います。</p> <p>事例；インターネットで格安スマホと充電器を申し込んだ。格安スマ</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>なお、本ガイドライン上「オプション」については、次の種類の機能・契約を指すものとしています。</p> <p>① 付加的な機能（電話転送機能など、電気通信役務契約に係る電気通信役務の一部をなす機能）</p>	<p>無</p>

	ホがアダプタ付とわかり、開封前にアダプタの解除を申し出たところ、初期契約解除となり、事務手数料 3 千円が必要、充電器なしを注文する場合、再度事務手数料 3 千円を支払ってもらおうといわれた。よく見ると、電気通信サービスのオプションとして充電器が入っていた。 【個人 8】	② 付随契約 ア 付加的な機能を除く付随有償継続役務の提供に関する契約 イ その他の付随契約(端末その他の商品の売買取引及びその代金の支払いに関する契約等)	
第 4 節 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額（施行規則第 22 条の 2 の 9） （2）SIM カードの提供に要する費用（施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号）	利用者は、自分の払った SIM カード発行手数料が、SIM カード貸与費用を上回っているか判断することが出来ません。請求可能上限額を設定いただく方がわかりやすいです。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	請求可能額については、本ガイドラインの根拠となっている法令である電気通信事業法施行規則において定められています。	無
第 6 章 電気通信事業者等の禁止行為(法第 27 条の 2(法第 73 条の 3 において準用する場合を含む。))関係			
第 2 節 自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止	禁止行為に賛成ですが、前述 2 の通り、顧客相談室と紛らわしい名称を名乗るケースもありますので、89 ページ第 4 節 利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止を準用していただきたいと思えます。 【個人 8】	本規定により、販売代理店は、勧誘の冒頭に自己の名称等や取り扱う電気通信サービスを扱う電気通信事業者の名称等を告げないで勧誘を行うことが禁止されます。したがって、無関係の他社の顧客相談室であるかのような名乗りから開始する勧誘を行うことは禁止されることとなります。	無
第 2 節 自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止	自己の名称等と勧誘である旨を明確に伝えていただくことを望みます。電話勧誘では「〇サービスのご案内です」と言われると、電話をかけてきたのは契約中の通信事業者だと勘違いする消費者が多いです。現在の契約をプラン変更するのではなく、契約事業者の乗り換えを勧めるために電話をかけていることを明確に伝えていただきたい。 【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	改定案に対する賛同の御意見として承ります。	無
第 7 章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置(法第 27 条の 4)関係			
第 1 節 対象範囲 （3）「利用者」の範囲	「代理店指導等措置によって利益を保護すべき「利用者」は、（略）、電気通事業者も「利用者」に含まれ、卸電気通信役務の提供など電気通信事業者に対して電気通信役務を提供する場合も代理店指導等措置の対象となる。」の意味がよくわかりません。どのようなケースを想定されているのか教えてください。 現在は、卸先事業者が多数活動しており、なかには問題のある営業活動を行っている卸先事業者もいます。卸元事業者は消費者にと	御指摘を踏まえ、記述を次のように簡素化します。 修正後：「代理店指導等措置によって利益を保護すべき「利用者」は、（略）、電気通事業者も「利用者」に含まれ、電気通信事業者に対して電気通信役務を提供する場合も代理店指導等措置の対象となる。」	有

	<p>って契約相手ではありませんが、必要な場合には問題解決に向けて卸元事業者にもご協力をいただきたい。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>問題のある電気通信事業者等については、引き続き、苦情・相談等の状況を注視し、必要な措置を検討してまいります。</p>	
<p>第9節 通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止に関する規定を遵守するために必要な措置（施行規則第22条の2の18第1項第8号）</p>	<p>複雑な契約内容がシンプルになることを期待します。</p> <p>キャリアと販売店がウインウインの関係を築けるようなビジネスモデルの構築を望みます。</p> <p>長期や自動更新の契約をしても差額が高額にならないように契約内容を見直していただきたいと思います。特に高齢の契約者に対して配慮すべきと思われます。</p> <p>【個人8】</p>	<p>改定案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
その他			
	<p>「携帯電話（セラフーン）」における消費者の構造では、「通話代、データ通信代、端末代」等を「区分（セパレーション）」にして、「MNO（移動体通信事業者）」及び「MVNO（仮想移動体通信事業者）」が既得権益で、独占している「SIMカード」のロックを解除できれば、携帯電話の市場が流動的に成ると、私は考えます。</p> <p>【個人1】</p>	<p>参考として承ります。</p>	無
	<p>解約違約金の件について、</p> <p>従来、通信端末の割引や違約金はユーザーの契約時の理解と納得の元にこれまでの形で運用されてきたと考えます。</p> <p>この度の改正はそれを覆すもので短期解約を繰り返す人の増加で携帯電話サービスの質が低下するほか端末の割引が無くなり、総じて通信料金全体の負担が高くなることが予想され長期契約者が不利益を被るこの案での改正は反対です。</p> <p>【個人2】</p>	<p>参考として承ります。</p>	無
	<p>スマートフォン購入を勧め半ば消費者の無知やセキュリティリスクを告知しないまま知っていて販売する場合があります。</p> <p>恣意的に意思選択をさせずスマートフォンの代わりにガラホ含めた折り畳み式携帯電話を購入および契約するつもりでいたのに知らず知らずに使い勝手の悪いものを購入させられる場合もあります。</p> <p>そのほかにメーカー側も売ることにより行き過ぎ消費者側のニーズと相反しています。</p> <p>どちらにしても選択を正常に行い理解した上で購入できる消費者保</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考として承ります。</p>	無

	<p>護となればより多様性が生まれ市場が活発化するかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 3】</p>		
	<p>抱き合わせ販売や無意味な未だに続く端末値引き、無理やり有料オプション加入させたりという、一方的不利益になる契約を説明無しで結ばせたり、契約内容を繰り返し復唱して確認させてからサインさせたりをやらない会社には厳し締まりを。</p> <p>また、光回線やテレビ開通したら執拗な売り込み電話、顧客管理が出来てないと思えないくらい回しによる同じ代理店なのに他店舗からの、解約させてから違約金負担する、とかいう意味不明な営業活動も不愉快。ソフトバンク光はあからさますぎて嫌気がする。</p> <p>どうせ取り締まるなら、こういう迷惑行為スレスレの悪質な営業体質も監視してもらいたい。</p> <p>夜 20 時過ぎの訪問販売営業も迷惑行為。</p> <p>資料が必要なら契約書全てを引き渡す用意がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人 5】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考として承ります。</p>	無
	<p>弊社は、光コラボレーション事業者です。携帯電話の端末分離のように、大手携帯キャリアが行っている光コラボレーションとの携帯セットプランにも規制を入れていただきたいです。</p> <p>携帯電話の収益を使い、光回線とのセットで、家族全員の各自の携帯代金の利用料が月額 1,000 円割引されるといったものです。</p> <p>そもそも、携帯電話の過剰収益があるからできることであって、光回線の収益だけでは実現しません。</p> <p>このような環境化のため、光コラボレーションは競争が生まれません。大手携帯キャリアの寡占化が生じているのが現状です。</p> <p>いったい何のための光コラボレーションだったのか、疑義があります。</p> <p>何卒、自由競争環境の構築を光コラボレーションにおいてもお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人 6】</p>	<p>参考として承ります。</p>	無
	<p>携帯料金について、菅官房長官が頻繁に口を挟んでいる。政府が民間事業に圧力をかけ強引に値下げしようとしている。日本は中国のような統制国家なのか。総務省がルールを定め、通信業者はそれにしたがって事業を展開している。今回の携帯違約金についても、菅が強引に決定してしまった。なぜ、このような行為が是認されるのか。あり</p>	<p>参考として承ります。</p>	無

	<p>得ない暴挙である。菅は楽天の三木谷と裏で通じていると聞く。</p> <p style="text-align: right;">【個人 7】</p>		
	<p>MVNOを普及させたいのであればを前提で一つ提案があります。高齢化社会において、パケット交換だけではなく、回線交換にも着目すべきです。</p> <p>0031-XXなどのプレフィックスを付与する方式では、通話定額プランもMNOに軍配が上がります。</p> <p>MVNOは、専用アプリでなんとかされていますが、どうしてもお客さまにとっては、扱いにくいと思います。</p> <p>マイランのときのように業者選択をできるようにするのも手ではありますが、一層のこと、MNOに対し、MVNOから要請があれば、プレフィックスを交換機内で付与するように技術的には可能かと思えます。</p> <p>このようにすれば、通話をメインにするビジネスユースや高齢者には、MVNOの魅力が広がり、料金の値下げに寄与するかと思えます。</p> <p>5Gになってもおそらく通話をする概念は残るでしょうから、早目にMNOに対し、このことを迫るべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 9】</p>	参考として承ります。	無
	<p>携帯電話事業者への規制は概ね賛成です。しかし、携帯電話ばかりが槍玉に上がってますが、一方でモバイル通信事業者（WiMAXなどを提供しているUQコミュニケーションズなど）や固定ネット通信事業者（名古屋市を中心に光回線を提供しているコミュファ光など）はやりたい放題やっていて、これもいい加減規制するべきです。携帯電話では2年縛り契約の規制が検討されてる裏で、UQはそれまでの2年縛りを改め3年縛り契約を標準として消費者に強制するようになっています。更にWiMAXをMVNOとして提供する一部事業者は2年縛りを廃止して3年縛り契約しか選べないようにしています。そしてWiMAXを扱う全ての事業者が端末と回線をセットにしての契約を強制しているのです。つまり、既に対応する端末を持っていてもSIMのみ契約は認められず、必ず端末とセットでの契約を強制されます。そして3年の縛り期間に解約すると高額な違約金を請求されます。固定通信についてもコミュファ光など一部の地方事業者が通信ルーターを36カ月分割でレンタルを要求し、期間内に解約すると通常の違約金に加えてルーターレンタル料の残金を請求されます。更に、いつ解約しても設</p>	参考として承ります。	無

	<p>備撤去工事費用として 27000 円がかかり、その他のオプションなども含めれば更に違約金が膨れ上がります。悪徳商法顔負けのやり方です。携帯電話事業者への規制が一段落したら、今まで野放し状態だったモバイル通信事業者や固定通信事業者にもメスを入れる時期に来ていると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 10】</p>		
	<p>監督官庁は通信キャリア等の悪徳極まりない販売方法の是正に無策であると思います。</p> <p>特に日本電信電話の販売代理店及び外部委託会社の電話による勧奨は、未だに改正事業法に適合してなく不適切で、高齢者に対する詐偽紛いの契約取次が日常的に行われています。また、経営幹部は営利だけを追求し、改善しようとする姿勢は皆無です。</p> <p>管轄官庁が積極的に関与し、改善に取り組むことを願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考として承ります。</p>	<p>無</p>